

学校で予防すべき感染症について

北海道紋別高等養護学校

- ◎次の感染症に罹患した場合はすぐに学校または寄宿舎までご連絡ください。
- ◎指定された期間は「**出席停止**」となり、**登校・在舎はできません。**
- ◎「出席停止」は欠席扱いとはなりませんので、自宅療養に専念してください。

感染症名		出席停止期間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう（天然痘） 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 ジフテリア SARS（重症急性呼吸器症候群） MERS（中東呼吸器症候群） 急性灰白髄炎（ポリオ） 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
	インフルエンザ	発症後5日かつ解熱後2日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が出現した後5日間を経過し、かつ全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が全て消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた化）するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス・パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 例）溶連菌感染症 マイコプラズマ肺炎 感染性胃腸炎 など	学校や地域の流行状況に応じて感染拡大を防ぐ必要があるとき ※必ずしも出席停止になるとは限らない

日常的に発生の可能性がある第二種の感染症に特に注意してください。

